

添付法令資料 4 :

国外における物資／サービス調達手続に関する 2019 年 1 月 11 日付
インドネシア共和国外務大臣規則 No.1 (目次)
公布の日から施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 国外における物資／サービス調達実施者 (第 3 条ないし第 11 条)
- 第 3 章 人的資源の制限 (第 12 条及び第 13 条)
- 第 4 章 セルフマネジメント及びサプライヤーを通じた物資／サービスの調達
 - 第 1 節 通則 (第 14 条)
 - 第 2 節 セルフマネジメントを通じた物資／サービスの調達 (第 15 条)
 - 第 3 節 サプライヤーを通じた物資／サービスの調達
 - 第 1 款 通則 (第 16 条)
 - 第 2 款 直接調達 (第 17 条ないし第 19 条)
 - 第 3 款 直接指名 (第 20 条)
 - 第 4 款 入札／選出 (第 21 条)
- 第 5 章 購入証明及び契約の形式及び内容 (第 22 条)
- 第 6 章 契約紛争解決 (第 23 条)
- 第 7 章 業務結果の引受け (第 24 条)
- 第 8 章 緊急事態における特別調達 (第 25 条)
- 第 9 章 現地国の規定及び商慣習 (第 26 条)
- 第 10 章 謝礼金 (第 27 条)
- 第 11 章 経過規定 (第 28 条)
- 第 12 章 終則 (第 29 条及び第 30 条)